

審議事項：吉田柄煥による亀山市江ヶ室一丁目地内における林地造成（残土処分）を目的とした開発行為

審議事項についての事業者回答及び委員意見

全て意見なし：北村委員、富田委員、金子委員、酒井アドバイザー 会長一任：朴委員

アドバイザーからの意見	開発事業者における回答	左記に対する委員の意見	開発事業者における回答	左記に対する委員の意見
搬入業者が運搬する搬入土砂の精査の方法を明確化して下さい。	埋め立てる土砂は三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第7条に規定された土砂を埋め立てるものであり、第18条に規定する報告を行います。条例に基づき排出元が土の調査を行います。	①排出元に対しての確認を行って下さい。 ②排出元で調査されていないものは受け入れないという理解でよいですか？（トレーサビリティが確保できていれば問題はないと思います。）	①別紙(1)「土砂等の搬入に係る管理計画書」（三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条関係第6号様式）に、確認方法（土砂等を搬入しようとする際は、発生場所ごとに、事前の報告を受けること及び土砂等発生元証明書の添付、管理台帳の作成）及び別紙(2)受入方法（フロー図）等を記載いたしております。 ②調査されていないものは受け入れしません。	
水分を含む土砂に対して地盤改良材を使用しないとのことですが、水分を含む土砂を搬入する場合は、崩落防止のため、地盤改良材を使う必要があると考えられますが、見解を示して下さい。	受け入れる土砂にもよりますが、現場で土砂が軟弱等で、必要があれば当然地盤改良を行います。なお、水分が多い汚泥は受け入れることができません。（コーン指数によっては産業廃棄物となります。このような物は受け入れられません）	①必要がある時の条件を示して下さい。 ②不定期な立入検査の様な事は出来ませんか。 ③必要があれば、地盤改良を行って下さい。 ④搬入される土砂が軟弱等の場合に地盤改良を行うとのことですが、軟弱な土砂の定義と、必要な場合の地盤改良の手法を示して下さい。	①受け入れ可能な土砂は第1種から第3種建設発生土であり、コーン指数は400以上となっており、軟弱な土砂は搬入しません。〔別紙(3)参照〕なお、現場内で降雨等で軟弱になった場合は地盤改良を行います。 ②同条例第3条により許可権者である県が立入検査を行います。 ③必要がある場合は地盤改良を行います。 ④現場の状況で地盤が軟弱等の場合に岩砕を入れるか、若しくは、地盤改良を行います。地盤改良はセメント改良若しくは生石灰を混ぜる方法で行います。	①造成工事時の最大表層に水が溜まらないように注意すること。（会長）
暗渠配管が記載されているものの、排水経路が記載されていないことから、排水経路が記載された図面を提出して下さい。併せて、暗渠配管を斜面に対しどのように設置すべきか等を具体的に精査して下さい。	暗渠排水の位置等は断面図③参照。暗渠排水から沈砂池に放流します。	・基礎地盤内に暗渠が施工されることになっていますが、盛土内の排水施設は設置されないのでしょうか。昨今の盛土崩壊の問題を考えた場合、現地は椋川と接しており、盛土の崩壊を防ぎ崩壊土砂を河川に流入させないことが重要と考えます。このため地盤の安定性に対し排水対策が有効に機能できる構造であるかご検討をお願いいたします。	・施工途中で粘土質土砂等で埋め立てた場合で、万一、遮水層が出来た場合には、排水管が必要と判断される場所で排水管を設置します。	・残土処分であれば、粘土質の土砂は入らないと考えられる。造成層の中に層状の通水路は出来ないとと思われる。（会長） ・早めの対応をお願いします。（駒田委員） ・説明にあるように誠実に対応して下さい。（中浦委員） ・1項目目と2項目目で残土の素性は確認できているはずなのに、この項目で「万一遮水槽ができた場合」と書かれているのは、持ち込む残土の素性が把握できていないことになり、話が矛盾しませんか。（宮岡委員）
小段に側溝がないため、上手く排水できないと考えられますが、見解を示して下さい。	法高が15mを超える高盛土ではないので、小段排水は計画しておりません。なお、技術基準p.7では必要に応じとありますので、今回は計画しておりません。また、他の事例でも小段排水なしで許可を得ております。小段における排水処理については法面を流れて沈砂池に放流します。なお、小段排水路は計画しておりません。	①搬入された土は速やかに平らにして一定の厚さになればブルで転圧、これによって土の表面が衆目にさらされ、土の質及び異物の有無が観察できる工法を取って下さい。 ②小段排水路を計画しない理由を示して下さい。 ③大雨時において土砂の流出も考えられますが、対応していただく方法等を考えておられますか。 ④No.2の断面では、15mより数cm低く15m未満の図になっていますが、現地で15m以上にならないための数cmの施工管理方法をどのようにされるか示して下さい。上述のように、現地は椋川と接していることもあり、のり面の崩壊を防ぐ上で確実な排水処理が必要と思います。また、仮に浸食等を含め表層崩壊等が発生した場合の対応策について示して下さい。ご検討をお願いいたします。 ⑤状況に応じて追加設置する等、柔軟に対応して下さい。	①別紙(4)「施工計画書」に基づき厚さ30cmの巻き出しを行い転圧を行います。異物が混入している場合木くず等は撤去し、石の大きなものについては一箇所に集中しない様に施工を行います。 ②小段排水路につきましては県の技術基準で記されておりますが、必要に応じ排水溝を設置することとなっております。今回の計画は他の事例、費用の面等も鑑み設置をしない計画としました。 ③県の技術基準では沈砂池は必ずしも設置しなければならないとはなっていませんが、椋川沿いとのこともあり、より安全を高めるため調整機能をもった沈砂池を設置する計画をしております。 ④数cmの施工管理方法につきましては盛土高が15m近くなった時点で丁張等再測定し計画と齟齬がないように施工します。仮に浸食等を含め表層崩壊等が発生した場合は一旦土嚢で仮復旧を行い、付近の状況が落ち着いてから本復旧します。 ⑤状況に応じて追加設置する等、柔軟に対応します。	・異物の有無は30cm厚さの巻き出し転圧をして、異物撤去を確実に行うこと。（会長） ・確実な対応をお願いします。（駒田委員） ・どのような状況時にも、安全側で対応して下さい。（中浦委員）

アドバイザーからの意見	開発事業者における回答	左記に対する委員の意見	開発事業者における回答	左記に対する委員の意見
現況地盤と今回の盛土の処理の仕方をそれぞれで検討し、図面に反映させて下さい。盛土の状態によっては、水が溜まってしまい、崩れる危険があるのではないのでしょうか。	横断面に記載しております。（別図②-1、②-2、②-3参照）なお、施工中は場内に水が溜まらないよう勾配を設け対処します。現況断面との整合性は断面図の右中央よりやや下の方に記載しております。水が溜まらないよう勾配を付けた盛土を行います。	① 別図③の勾配を守っていただき、それ以上急勾配にしないで下さい。 ② 崩れる危険性についての意見を示して下さい。 ③ 勾配が1：4を下回る原地盤の処理はどのようにされるのでしょうか。原地盤の樹木等の処理方法について示して下さい。	①別図③（別図Aを簡略したもの）の勾配につきましては計画通り施工をします。 ②崩れる危険性については、危険のないように県の技術基準に基づき設計しております。 ③勾配が1：4を下回る原地盤の処理は表層の腐葉土等を撤去し樹木の根は伐根した後に盛土します。原地盤の樹木等は伐採後処分します。	
土砂をどのように搬入するのか、どこから入れどう固めていくのか等の土の盛り方が明記されていないので、分かる書類を提出して下さい。	土砂は進入路から搬入し、最初は場内の斜路から降りて行って捨土します。その後埋立地盤が上がって来た時には施工上有利な場所で捨土し、盛土を行います。	①転圧した層を重ね合わせるように積み上げて下さい。 ②「施工上有利な場所」を、具体的に示して下さい。	①別紙(4)「施工計画書」に基づき、転圧した層を重ね合わせるように積み上げます。 ②「施工上有利な場所」については、事前に盛土区域を決定し、計画的に盛土を行うこととします。（別図A参照）	①水平転圧を行うこと。（会長） ②雨水が溜まらないように。（会長）
地形を触るため流水係数が必ず変わってきますので、シミュレーションを行う必要があります。特に浸水想定区域であるため、調整池を設置する等、水の流出をコントロールする方法を明らかにして下さい。	技術基準では施工（盛土）面積が10,000㎡以下であり、調整池、沈砂池は必要はございませんが、地元の皆様の安全安心を考慮し沈砂池を施工するものでございます。なお、調整池の計算は当然シミュレーションする計算はございますが、今回はいたしません。	①現地は棕川に接しており、施工面積が1000m2以下でも、本施工によって流出係数が大きく変化し、豪雨時の雨水によって棕川に流入する量が増加し、下流域に影響を与える可能性が考えられます。このため、出来ればその点についてご検討お願いいたします。 ②可能な限り計算する対応をして頂きたいです。	①ご指摘の流出量の抑制につきましては、県の技術基準での調整池の設置は必要ございません（別紙(5)参照）が、沈砂池を設けることで、一旦水の流出を抑制することと致します。 ②県の技術基準で設置不要となっております計算はご容赦願います。	②シュミレーションをお願いします。（中浦委員） ②の基準では計算の必要はないが、地形や河川との位置関係といった場の条件の特殊性を考えたとき、必要に応じて安全性を市民に示す義務はあると考えます。（宮岡委員）
沈砂池を設置し、土砂が蓄積してきたら浚渫するとありますが、どのように浚渫するのかを明確にして下さい。図面を見る限りでは、重機が通れるスペースがないため、浚渫できないのではないのでしょうか。また、沈砂池からの排水を見る限りでは、土砂がそのまま河川へ流入するのではないのでしょうか。	図面の西側に棕川右岸に至る道路があり（別図①オレンジ色表示）、その道路を利用し、重機を沈砂池まで持って行って浚渫を行います。河川に土砂が直接流出しないよう沈砂池を設けるものであります。	・沈砂池に勾配がないと池内に水がたまったままになり盛土の安定性に影響を与える可能性がありますので、沈砂池の排水勾配の管理値を示してください。また、沈砂池が素掘りであれば、水量が多くなると沈砂池からの水に土砂含まれ、河川に土砂が流入する可能は考えられないのでしょうか。また、沈砂池の浚渫堆積土砂の処理について示してください。	・豪雨の場合法面に法覆工（種子吹付）を施工することにより土砂の流出を防止します。工事中については一定の高さ（5m程度）で法覆工を施工します。（別図A参照）しかし一部は土砂混じりの水が沈砂池に流れ込みます。このために沈砂池を設置する計画です。土砂混じりの水は一旦沈砂池で貯留し、土砂を沈殿させてから排水するため、勾配はつけません。なお、工事中は1年、完成後は5年分の堆砂量を確保しております。その期間に浚渫を行います。なお、堆積した土砂は浚渫後自然乾燥の上盛土材として盛土します。	・沈砂池の勾配は、必要と考えます。（中浦委員）